

事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地律師事務所／日本部
パートナー弁護士法学博士 熊琳

(第121回) 改正「個人所得税法」の可決 税制の重大な変化と日系企業への影響

8月31日、全国人民代表大会常務委員会で「個人所得税法」の改正に関する決定が可決されました。新法は、2019年1月1日から施行されます。個人所得税法の内容や執行の方法は、日系企業の駐在員個人の納税、法令順守の義務に直接影響を及ぼすだけでなく、現地採用スタッフにも間接的な影響を与えるため、大変注目されます。今回は新法のポイントと、その影響について解説いたします。

◇駐在員が個人所得税法による管理を受ける状況

現行法の下では「居住納税者」と「非居住納税者」の区別が存在しています。日系企業の駐在員が「居住納税者」に当たるかどうかは、課税所得額の確定に直接的な影響を及ぼします。一般に、中国国内での居住期間が1年に満たない外国人は、中国国内で取得した所得についてのみ納税するものとされています。居住期間が1年以上5年未満の場合も、通常は中国国内の所得についてのみの納税となりますが、居住期間が5年以上に及ぶ場合は、中国国内および国外から取得した所得すべてについて納税しなければなりません。

また、所得控除についても、現行法では社会保険料および住宅積立金のみ控除が認められていますが、控除額があまりに少なく、合理性を欠くとの意見がありました。

◇改正のポイント

1. 非居住者に対する課税を大幅に強化

新法では条文中に「居住者個人」、「非居住者個人」の概念が用いられ、1納税年度において中国国内での居住日数が累計183日となる者は「居住者個人」と規定され、中国国内および国外から取得した所得すべてについて納税しなければなりません。

現行法における「中国国内に満1年居住する者は居住納税者とする」との規定や、「個人所得税法实施条例」第6条の「6年目より、全世界から取得する所得について中国で個人所得税を納付する」との規定と比べると、上記の新規定は大幅に課税を強化しており、駐在員個人の納税状況に重大な影響を及ぼします。

2. 課税項目の分類、税額計算の方法および適用税率の調整

- 課税項目が11項目から9項目に調整され、現行法中では2項目ある経営類の所得を一つにまとめ、「国务院財政機関によりその他の課税所得を確定する」との文言を削除。
- 賃金給与所得、役務報酬所得、原稿料所得、特許使用料所得の4項目を、「総合所得」としてまとめ、一律の税額を適用して計算する。
- 「総合所得」について異なる税率の適用範囲を調整：3%、10%、20%の3段階の低い税率の適用範囲を拡大し、中低所得者の納税負担の軽減を図る。25%税率の適用範囲を縮小する。30%、35%、45%の3段階の高い税率の適用範囲は不変とする。
- 利子、株式利子、配当所得、財産賃貸所得、財産譲渡所得、偶発所得については、従来通り20%の税率を適用する。

3. 基礎控除額の変更

- 基礎控除額を現行の月3500元（外国人は月4800元）から、年間6万元に変更する。
- 子女の教育、継続教育、重大疾病の医療費、住宅ローンの利子あるいは家賃、高齢となった親の扶養等の支出の5項目の特別追加控除を新設した。

● 役務報酬所得、原稿料所得、特許使用料所得の費用控除額は収入額の20%とし、原稿料所得はそれをベースに70%として課税収入額を計算する。

4. 納税者識別番号制度を導入し、身分証番号を持たない外国人に対しては、税務機関が納税者識別番号を与える。

5. 租税回避防止措置を導入し、個人が合理的な商業目的のない取り決めにより不当な税収利益を取得する場合、税務機関は合理的な方法で納税調整を行う権利を有する。(独立取引の原則に合致せず、本人またはその関連者の納税額を減少し、かつ正当な理由のない場合など。)

6. 公安局、人民銀行、金融監督管理局、教育局、衛生局、医療保障局、民政局、人力資源社会保障局、住宅都市・農村建設局などの各管轄機関で納税者の身分、金融口座情報、特別追加控除に関する情報を確認し、税務機関と情報を共有するようになる。

◇ 日系企業および駐在員への対応とアドバイス

駐在員の所属する日系企業は、新制度の下においても依然として「源泉徴収義務者」に当たり、納税申告に関連する手続きを行う義務を負っています。日系企業が税務申告の義務を正しく履行し、駐在員個人の納税額が正確に計算されるようにするため、新法の内容と施行後における実務の状況に留意し、適切に対応する必要があります。

第一交通、中国・滴滴とソフトバンクの合弁会社と提携＝大阪府内のタクシー配車に

第一交通産業は10日、中国の配車サービス大手、滴滴出行とソフトバンクの合弁会社「DiDiモビリティジャパン」と事業提携すると発表した。大阪府内で運行するタクシー車両の7割にあたる600台にDiDiの配車サービスが利用可能な端末を設置し、今秋から試験施行する。

利用者向けの配車アプリはDiDiが発表する予定。

天齊、電池原料工場着工へ＝豪州から原料＝四川省

8日付の中国紙、中国証券報(B11面)によると、深セン証取の中小企業ボードに上場する炭酸リチウムメーカー、天齊◆(金へんに里)業(四川省遂寧市)は、新エネルギー車(NEV)用リチウムイオン電池向けの需要増加に対応し、地元で新工場建設に着手する。

遂寧市安居区の工業団地で14億3100万元を投じ、工場を建設する。2020年5月末までに稼働予定で、炭酸リチウムの年産規模は2万トン。

原料のリチウム精鉱は、オーストラリア子会社タリソン・リチウムから調達する。

タリソンは現在、第3期増産プロジェクトを進めており、21年までにリチウム精鉱の年産を180万トンに引き上げる見込み。(上海時事)

重慶最大のテーマパークが破産＝再建へ不動産開発業者などの投資家募集

中国紙・新京報(電子版)は10日、重慶市九龍坡区人民法院(裁判所)がこのほど、同市最大のテーマパーク「重慶龍門陣」の開発会社の重慶龍門陣投資開発と運営会社の重慶龍門陣旅游度假の2社の破産申請を受理し、管財人を指定したと報じた。

再建のため2社が保有するテーマパーク隣接の住宅・商業用地を譲渡する計画で、管財人は経験豊富な不動産開発業者などの投資家を探している。

テーマパークは2008年に総投資額16億元で着工し、翌年開業した。カナダの専門会社が設計を手がけ、重慶で投資規模が最大、最先端のテーマパークとされた。隣接の住宅・商業用地開発は13年に着工したが、14年から中断していた。(時事)